平成２４年（フ）第５１３号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目25番７号　コーポラスＮ羽沢１－Ｇ号
債務者　松本　　武
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８０号
横浜市金沢区並木２丁目３番１－105号
債務者　林　　純子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０７号
横浜市青葉区桂台１丁目２番地４　桂台ガーデンハウスＣ－101
債務者　林　　友美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１２号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根322番地１　城田荘105号
債務者　川田　武士
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１号
静岡市清水区高橋５丁目10番11号
債務者　生駒　歓子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２０年（フ）第４９６号
群馬県渋川市行幸田3032番地
破産者　小山建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６７号
群馬県前橋市六供町1039番地
破産者　株式会社内藤塗装
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５８号
さいたま市岩槻区大字末田1928番地４
破産者　株式会社土田工務店
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
釧路市新橋大通９丁目２番11号
破産者　株式会社ｉ．ａｍ
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成１９年（フ）第１２８号
山形県米沢市中央４丁目１番12号
破産者　丸は米沢冷蔵株式会社
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１９４号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1569番地12
破産者　有限会社櫛田建設
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第２２号
長崎県諫早市小長井町井崎956番地
破産者　福寿産業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
岐阜県羽島郡笠松町門間278番地の２、開始決定時の住所岐阜市南鶉３丁目24番地１
破産者　鷲見　勝志
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第６６６号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字北浜３丁目２番地
破産者　株式会社丸濱組
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３１号
宮崎市下北方町俣萩692番地１
破産者　株式会社本田工業
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２６号
熊本県菊池市隈府1512番地16
破産者　森山美千代
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋830番地　町営石原団地16号室、開始決定時の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字上江861番地８
破産者　内村　信男
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２９号
宮崎県西都市大字三宅4508番地３
破産者　松本　俊紀
1　決定年月日　平成24年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係